

# 小田原市の情報公開制度



## ● 情報公開制度とは、どのような制度なの？

情報公開制度とは、市が持っている情報を市民の皆さんに公開する制度です。

この制度では、市民の皆さんには、市が持っている情報について「知る権利」があること、市には市民の皆さんに対して、市が持っている情報について「説明する責任」があることを明らかにしています。

市が持っている情報を広く公開することで、市民の皆さんに、市が行っている事業内容を理解していただき、透明で開かれた市政を推進することを目的としています。



情報公開制度は、市民の皆さんからの請求による公開制度、審議会等の会議の公開制度、市の自発的な情報の提供及び公表制度、出資団体等の情報公開制度の4つに分けることができます。

## 市民の皆さんからの請求による公開制度

## ● 情報公開の請求手続は、どのように行うの？

市が持っている情報で、知りたいと思う情報については、情報公開の請求ができます。公開請求は、市民の皆さんが知りたいと思う情報を公文書公開請求書（以下「公開請求書」といいます。）に記入のうえ、行政情報センター（市役所4階・赤通路）に提出することで行うことができます。

公開請求書は、行政情報センターに直接提出していただく以外に、郵送、電子申請でも受け付けています。

公開請求書は、行政情報センターにあります。また、市のホームページからも取得できます。

## ● 公開請求は、市民しかできないの？

公開請求は、市民の方だけでなく、他市町村の方や外国の方など、誰でもできます。

## ● 公開請求ができるのは、どのような情報なの？

市の実施機関が持っている公文書に対して情報公開請求ができます。

実施機関とは、議会、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含みます。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び小田原市土地開発公社をいいます。

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、電磁的記録（電子データ）など、実施機関が持っていて、職員が仕事に利用しているものをいいます。



## ● 情報の公開は、どのように行われるの？

行政情報センターに提出された公開請求書は、請求対象となった公文書を持っている実施機関に送付されます。実施機関では、請求対象になった公文書を特定して、その公文書が公開できるかどうかを決定します。

公文書は、公開することが原則になっていますが、その公文書に個人情報が含まれている場合などは、公開しないこととする場合があります。

この決定は、公開請求書が提出されてから、休日を除いた10日以内に行われ、決定内容は、請求された方に通知されます。

公開又は一部公開決定と決定された場合は、その通知書を行政情報センターに持参していただき、情報の公開を受けることとなります。

公文書の公開は、ご覧になるだけでなく、コピーを受け取ることもできます。この場合実費負担(白黒の場合1面につき10円)が必要になります。



## ● 決定に不服がある場合は、どうしたらいいの？

実施機関が行った決定に対して不服がある場合には、決定の適正について審査を求めることができます（これを「審査請求」といいます。）。

審査請求は、決定を知った日の翌日から3か月以内に、審査請求書を所定の所管課に提出することにより行います。提出された審査請求書は、弁護士や大学教授など5人の学識経験者で構成されている小田原市情報公開審査会に意見を求めるために諮問され、審査会の審査結果（これを「答申」といいます。）を基に、決定の適正について裁決することになります。

裁決内容は、審査請求をした方に通知されます。



## 審議会等の会議の公開制度

## ● 会議の公開制度とは、どのような制度なの？

この制度は、市役所で開かれている審議会等の会議を原則として公開するものです。審議会等の会議は、個人情報などを審議しているものを除いて、どなたでも傍聴ができます。

## ● 会議を傍聴するには、どうしたらいいの？

会議開催日の1週間前までに、「審議会等の会議開催のお知らせ」を行政情報センターに掲示するとともに、市のホームページに掲載します。

会議ごとに、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴申込方法等が決まっていますので、傍聴を希望される方は、そのお知らせの内容を確認のうえ、傍聴してください。



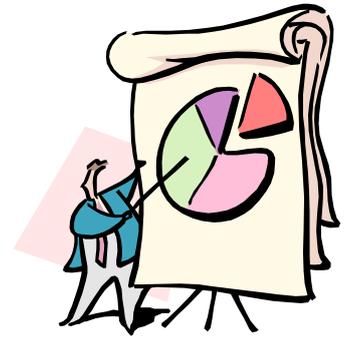
## ● 会議資料及び会議録の閲覧はできるの？

公開された会議の会議資料及び会議録は、その会議の終了後（会議録は、会議録が確定した後）に行政情報センターに備えられ、誰でも自由に見ることができます。

## 市の自発的な情報の提供及び公表制度

この制度は、市が行っている事業などの情報を市民のみなさんが容易に得られるようにするため、市が保有する情報を積極的かつ的確に提供及び公表していくものです。

市は、これまで広報紙やホームページ、また行政情報センター等を利用して、市の事業などに関する情報を市民の皆さんに提供してきましたが、よりの確に提供ができるよう、情報の提供及び公表に関する制度の充実に努めていきます。



## 出資団体等の情報公開制度

この制度は、市が出資や財政上の援助を行っている団体（これを「出資団体等」といいます。）について、その団体が持っている情報の公開に務めるよう定めたものです。

出資団体のうち、実施機関が指定する（一財）小田原市公益事業協会、（公財）小田原市体育協会、（株）小田原水道サービスセンターについては、情報公開に関する規程を整備し、情報公開の推進を行っています。

### <情報公開制度に関するお問合せ>

総務部総務課 行政情報係（行政情報センター：市役所4階赤通路）

電話：0465-33-1288（平日8:30～17:15）

FAX：0465-33-1286

e-mail：somu@city.odawara.kanagawa.jp

情報公開制度に関するホームページアドレス：

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/disclosure/open/>

平成19年2月発行（最新改訂 平成28年4月）

小田原市 総務部 総務課 〒250-8555

小田原市荻窪300 電話：0465-33-1288(直) FAX：0465-33-1286(代)